

D P C制度から退出する医療機関について

- D P C制度において、診療報酬改定以外の時期に緊急の理由によりD P C制度から退出する場合は、中医協基本問題小委員会の委任を受けた「D P C退出審査会」で退出の可否を審査・決定することとしている。
- 今般、株式会社日立製作所 多賀総合病院から、下記の理由によるD P C対象病院退出届が提出されたことから、「D P C退出審査会」を平成24年10月3日に開催し、退出の可否について審査を行った。
- D P C退出審査会の審査の結果、D P C制度からの同病院の退出について可とする旨決定し、同病院は、平成25年3月1日付でD P C制度から退出することとする。

医療機関名	所在地	退出日	退出理由
株式会社日立製作所 多賀総合病院	茨城県日立市国分町 2-1-2	平成25年3月1日	医師の退職により、急性期入院医療を提供することが出来なくなったため。

3 D P C 対象病院からの退出について

(2) 退出の手続き

①通常の場合（略）

②D P C 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合（略）

③特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により、上記①②の手続きによらず緊急に D P C 対象病院から退出する必要がある病院（特定機能病院は除く。）は、別紙 4 「D P C 制度からの退出に係る申請書（特別の理由がある場合）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該届出が行われた場合には、退出の可否について中央社会保険医療協議会において審査・決定することとし、退出が認められた場合には、認められた月の 4 か月後の初日に D P C 対象病院から退出するものとする。（退出が認められた月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）また、決定内容については当該病院に対し通知することとする。

なお、審査後の決定案については、予め当該病院に通知するものとし、通知した決定案に不服がある病院は、1 回に限り別紙 5 に定める不服意見書を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

（特別な理由の例）

○医師の予期せぬ退職等により、急性期入院医療を提供することが困難となった場合

○当該病院の地域での役割が変化し、慢性期医療を提供する病院となった場合

④保険医療機関を廃止する場合（略）